

「現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと健康保険証を一体化する運用」の中止に関する意見書（案）

第 211 回国会において、現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカード（以下「カード」という。）と健康保険証を一体化することを盛り込んだ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が可決された。しかし、カードをめぐる深刻なトラブルや事故が相次いでいる。

全国保険医団体連合会の調査（令和 5 年 5 月 2 9 日時点）では、登録データの不備などにより、トラブルがあったと回答した医療機関が 6 割に上っている。オンライン資格確認で無効とされた事例は本年 4 月以降 1,429 件に上り、東京都や千葉県などでは、一旦全額を患者に請求した事例が、少なくとも 204 件あったことが報告されている。また、カードに他者の健康保険証の情報がひも付けられた事例も報告されており、重大なプライバシーの侵害につながりかねない。

そもそもカードの取得は任意であり、現行の健康保険証の廃止により事実上の強制になることは問題である。カードの発行を申請制にして自己責任とすることで、無保険扱いとされる人を多数生み出す可能性もあり、国民皆保険制度の根幹を揺るがすことにもなりかねない。

また、介護施設等にとって、入居者のカードの保管や暗証番号の管理は大きな負担となる。入居者のカードの申請手続を誰が行うのかについても、政府から具体的な方策は示されていない。訪問・在宅医療を受診している人や高齢独居の人など介護施設等に入居していない人のカードの申請・管理などの対応も未解決のままである。これでは障害者、高齢者、認知症の人など社会的に弱い立場に置かれている人が取り残されかねない。

各種世論調査でも、マイナンバーの活用に不安を感じているとの回答は、「大いに」、「ある程度」を合わせて全体の 7 割に上っている。現行の健康保険証を廃止し、カードと健康保険証を一体化することについて、国民の理解を得ているとは到底言えない。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、現行の健康保険証を廃止せ

ず、これまでどおりの運用を可能とするよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月 日

東京都議会議長 三宅 しげき

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
デジタル大臣

} 宛て